

○伊達市中小企業振興条例施行規則

昭和60年 3月27日

規則第14号

改正 昭和61年 9月11日規則第35号
平成 2年 3月27日規則第 6号
平成 3年 8月30日規則第30号
平成 5年 6月28日規則第31号
平成 9年12月22日規則第32号
平成12年 9月25日規則第32号
平成18年 2月28日規則第58号
平成19年 3月22日規則第12号
平成20年 9月19日規則第32号

伊達市中小企業振興条例施行規則（昭和54年規則第 6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊達市中小企業振興条例（昭和60年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（中小企業団体）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 3 号に規定する市長が特に認める団体は、次に掲げる団体とする。

- （1） 公益社団法人又は公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する法人をいう。）
- （2） 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人をいう。）
- （3） 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人をいう。）
- （4） 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第 2 条に規定する組合をいう。）
- （5） 有限責任会社（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 号に規定する合同会社をいう。）

（助成の対象）

第 2 条 条例第 4 条から第 9 条までの規定による助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を行う中小企業者等は、主たる事務所を本市内に有するものとする。ただし、中小企業団体にあつては、その団体を構成する者の 4 分の 3 以上のものが、その事業所を本市内に有しているものとする。

2 前項の場合において、条例第 9 条の助成対象事業を行う中小企業者等は、地場産品の製造を行うものに限るものとする。

3 条例第 4 条から第 6 条までの規定による助成の対象となる施設及び設備（以下「助成対象施設」

という。)は、別表第1のとおりとし、本市内に設置されたものとする。

4 条例第6条第1項に規定する市長が指定する地域及び市長が定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市長が指定する地域 伊達市長和町245番地2、245番地14、245番地45から245番地48（この地域を総称して「長和工業団地」という。）

(2) 市長が定める期間 中小企業者等が伊達市土地開発公社と長和工業団地の土地売買契約を締結した日から3年間

5 条例第8条に規定する近代化推進事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 講習会、講演会、研修会、講座等の開設

(2) 調査、研究及び広報活動

(3) 商店街近代化のための計画策定

(4) その他市長が特に必要と認める近代化推進事業

6 条例第9条の規定による助成対象事業は、助成金の交付を申請する日の属する年度中に完了する事業であつて次の各号に掲げるものとする。ただし、当分の間は農林水産物を原材料として製造する場合に限るものとする。

(1) 地場産品の新規開発

(2) 地場産品の改良

(3) 地場産品の需要拡大に関する事業で次に掲げるもの

ア 展示会、見本市等への参加

イ 特別に企画する宣伝又は宣伝物の作成

ウ 市場の調査

(助成金の基礎額等)

第3条 条例第4条第2項及び第6条第2項に規定する市長の認める額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条及び第349条の2に規定する固定資産税の課税標準の価格（以下「課税標準額」という。）とする。

2 条例第5条第2項に規定する市長の認める額とは、次の各号に掲げる額とする。

(1) 商店街改造に関する施設

ア 建物並びに付帯する機械及び設備については、当該施設の課税標準額

イ 景観の統一を目的とする建築協定等に基づく構築物等については、設置に要した費用の額

(2) 一般公衆の利便を図るための施設 施設の設置又は整備に要した費用の額

3 条例第8条第2項に規定する市長の認める額とは、当該助成対象事業の実施に係る必要最小限度の経費とする。

4 条例第9条第2項に規定する市長の認める額とは、当該助成対象事業の実施に係る経費で別表第2に掲げるものとする。

第3条の2 条例第5条第2項に規定する規則で定める割合とは、次の各号に掲げる割合とする。

(1) 商店街改造に関する施設 100分の25

(2) 一般公衆の利便を図るための施設

ア 景観の統一を目的とする建築協定等に基づき自己の所有する用地を歩道に供したときの舗道施設 100分の50

イ その他の施設 100分の25

(助成金の特例)

第4条 条例第5条第1項に規定する助成対象施設のうち駐車場の設置事業（用地を5年以上駐車場として利用する事業に限る。）に対する助成金の額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 用地を取得した場合 当該用地の課税標準額と施設整備費を加えた額に100分の25を乗じて得た額

(2) 用地が借地の場合 施設整備費に100分の25を乗じて得た額と当該借地に係る固定資産税及び都市計画税1年度分相当額を加えた額

(助成対象者)

第5条 条例第4条第1項第4号に規定する中小小売商業者同志による共同出資会社又は合併会社（以下「会社」という。）とは、次の各号に該当するものをいう。

(1) 会社が共同店舗を設置し、寄合百貨店方式等により小売商業を営むものであること。

(2) 合併又は出資しようとする中小小売商業者の数が5人以上であること。

(3) 合併又は出資しようとする者のすべてが商業を営むものであること。ただし、共同店舗の運営上必要がある場合においては、合併又は出資しようとする者の5分の1以内で商業を営むもの以外のものを参加させることができる。

(4) 当該会社の出資総額に占める中小小売商業者の出資比率が10分の7以上であること。

2 条例第5条第1項に規定する市長が特に認める商店街団体とは、同一商店街で事業を営む中小企業者が5人以上で構成されたものとする。

(指定の申請)

第6条 条例第4条から第6条まで及び第8条の規定による助成金の交付を受けようとする者は、助成対象事業に着手する日前1月までに、助成金交付対象事業指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(助成の指定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、申請書の内容を審査し、助成金交付の対象と認めたときは、当該申請者に対し、助成金交付対象事業指定書（別記様式第2号）により指定するものとする。

(指定申請の変更)

第8条 前条の指定を受けた者が指定を受けた内容について変更しようとするときは、直ちに、助成

金交付対象事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の届出及び検査）

第9条 第7条の指定を受けた者は、助成対象事業に着手したときは事業着手届（別記様式第4号）を、完了したときは事業完了届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

第10条 第7条の指定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、当該助成対象事業を完了した後に、助成金交付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条の助成金の交付を受けようとする者は、当該組合の設立登記完了後、速やかに、助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 条例第9条の助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（助成金の決定）

第11条 市長は、前条の助成金交付申請に基づき交付すべき助成金の額を決定し、助成金交付額決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（交付申請の変更）

第12条 条例第9条の助成金の交付の決定を受けた者が、第10条第3項の申請内容を変更しようとするときは、助成金交付事業変更承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（完了届）

第13条 条例第9条の助成金の交付の決定を受けた者は、助成対象事業が完了したときは、完了の日から1月以内に事業完了届を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第14条 助成金は、第11条の通知後、助成金交付請求書（別記様式第9号）により交付するものとする。ただし、条例第4条から第8条までの助成金については予算の範囲内において分割交付を、条例第9条の助成金については概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定による助成金の分割交付は、中小企業者等に対し、業務を開始した日の属する年度後最初に固定資産税等を課する年度（以下「基準年度」という。）から次の各号に定めるところにより行うものとする。

（1）助成金の額が1,500万円以上の場合は、3年度に分割し、交付する。

（2）助成金の額が500万円以上の場合は、2年度に分割し、交付する。

3 第1項ただし書の規定による助成金の概算払を受けようとする者は、助成金概算払申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（協議等）

第15条 条例第8条第1項に規定する助成金を受けようとする中小企業団体は、事業の内容について、

伊達商工会議所又は壮瞥町商工会（以下「商工会議所等」という。）と協議のうえ、商工会議所等を通じ申請手続等を行わなければならない。

（事業報告）

第16条 条例第4条、第5条及び第6条の規定による助成決定者は、助成金の交付を受けた日から3年間にわたり毎事業年度終了後3月以内に中小企業振興助成金交付事業報告書（別記様式第11号）により、事業に関する報告を行わなければならない。

2 条例第7条から第9条までの規定による助成金の交付を受けた者は、交付後速やかに事業に関する報告を行わなければならない。

（事故等の報告）

第17条 助成決定者は、前条第1項に規定する期間内に次の各号の一に該当する事実が生じたときは、事実が生じた日から1月以内に書面により、市長に報告しなければならない。

（1） 助成対象施設が、災害等により事故にあつたとき、又はその用途を変更若しくは廃止したとき。

（2） 事業を廃止又は営業を譲渡若しくは解散（合併による場合を含む。）しようとするとき。

（3） 住所、氏名若しくは名称又は代表者を変更したとき。

（補則）

第18条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月11日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊達市中小企業振興条例施行規則の規定は、昭和61年度以後に実施する助成の対象となる事業から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の伊達市中小企業振興条例施行規則の規定により提出された事業計画書は、改正後の伊達市中小企業振興条例施行規則の規定により提出された指定申請書とみなす。

附 則（平成2年3月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年8月30日規則第30号）

この規則は、平成3年9月2日から施行する。

附 則（平成5年6月28日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月22日規則第32号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年9月25日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の伊達市中小企業振興条例施行規則の規定は、施行日以後において助成金交付対象事業の指定を受けたものから適用し、施行日前に改正前の伊達市中小企業振興条例施行規則の規定により助成金交付対象事業の指定を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月28日規則第58号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日規則第32号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

助成対象施設		要件
条例第4条第1項に規定するもの	建物及び付帯設備	(1) 建物の構造は、準耐火構造以上の耐久性を有するものであること。 (2) 小売商業店舗共同化においては、当該店舗の売場面積が200平方メートル以上であること。 (3) 建物に付帯し最小限度必要と認める機械及び設備であること。
条例第5条第1項に規定するもの	商店街改造のための施設	(1) 建物の構造は、準耐火構造以上の耐久性を有するものであること。 (2) 建物に付帯し、最小限度必要と認める機械及び設備であること。 (3) 景観の統一を目的とする建築協定等に基づく構築物等で市長の認めるもの
	アーケード、ロードヒーティング、カラー舗装、駐車場、街路灯その他一般公衆の利便を図るための施設	(1) 駐車場は、500平方メートル以上とし、構造等については、駐車場法（昭和32年法律第106号）に定める基準に準ずるものであること。 (2) 街路灯は、水銀灯（灯柱1基につき100ワット以上）であつて、灯柱は、金属性のものを使用し、原則として10基以上設置するものであること。

<p>条例第6条第1項に規定するもの</p>	<p>建物、施設、設備等</p>	<p>(1) 建物の構造は、準耐火構造以上の耐久性を有するものであること。</p> <p>(2) 設置に要する固定資産の取得価額の総額が1,000万円以上であること。</p>
------------------------	------------------	---

別表第2（第3条関係）

助成対象経費

- (1) 賃金（謝金）
- (2) 旅費
- (3) 原材料費
- (4) 機械器具購入費
- (5) 外注委託費
- (6) 会場使用料
- (7) 広告宣伝費
- (8) 印刷製本費
- (9) 資料購入費
- (10) 消耗品費
- (11) その他市長が特に必要と認める経費

様式 (省略)